以上であること

(正社員など)が

5 従

0 業

勤め先の会社

0)

員

数

## 平成29年4月から、中小企業でも厚生年金保険・ 健康保険の加入対象が広がります! (労使合意に基づく社会保険の適用拡大)

5 (5) (4)(3)(2)(1)模にかか るようになります。 使の合意があれば、 要 公共団体につい たす方が社会保険適用となり 件 一であること 週 Ŏ 学生でないこと 賃 ること 雇用期間が1年以上見込ま 上であること 金の 0 人以下) れわらず 所定労働 月 額 (1)て が 時 8 . 8 また、 間 が 万 20 Ã 時

社会保険に加入することができ 満たしていない 会保険)に · 4 月 月1日 (5)の要件をすべ (勤め 入対象となって (上働 生年金保険 1日 先 「から、 元の会社 つい Iからは、 であっても、 ては、 短時間労働者の または次の(1) の従業員数 て満たす方 いますが、 前に週30 企業ごとに (5)の要件を (4)の要件を 康 職員 保 -成28年 険 (の規 社 今

こちらのQRコードからも入れます。

以



(専用ページ URL) http://www.mhlw.go.jp/ stf/seisakunitsuite/ bunya/2810tekiyoukakudai/ ください る予定です。 つ や対象となる方の要件などに 設 厚生労働省では専用ペ 1) て説明するほ てのQ&Aなども公表 社会保険加入の 詳細は左記をご覧 労使合意 ジリ 1 ジ

労使合意につい

手続きは、 者の過半数で組織する労働 保険者となり得る短時 ている方と、 でに社会保険 合には、 過半数を代表する者が 以上の同意が必要です。 方等を対象とし、 社会保険に加入する旨 勤め先におけ 適用拡大により の被保険者とな その2 間労働 る 11 0) 労使 る 組 対 分 す 象 0 者

## 加入する(適用になる)メリットは?

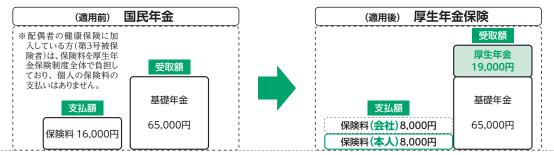
将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金(厚生年金)が終身でもらえます。

間

<保険料と年金額のモデルケース(40年間加入)> ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整(減額)があります。



障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺 族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

医療保険(健康保険)の給付も充実します

ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料(上記モデルケースでは、月額 4,400円)で、怪我や出産によって仕 事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます(傷病手当金、出産手当金)。

会社も保険料を支払います。一部の方は保険料が安くなることがあります

会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、ご自身が支払った保険料の2倍の額が支払われていることになり、それが将来の厚生 年金につながります。また、現在ご自身で国民年金や国民健康保険の保険料を支払っている方は、ご自身が支払う保険料が安くなることがあります。

COPY **◀** FREE **◀** 2017.2 厚生労働 26